

日本労働年鑑 第55集 1985年版  
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

III 賃金政策

3 三公社四現業の賃金

公共企業体等の賃金改訂は、例年春闘のなかで、公労委仲裁によって決着している。一九八四年は、五月一二日、公労委(石川吉右衛門会長)が、三公社四現業職員の賃上げに関する仲裁裁定書を労使双方に交付した。加重平均(定昇込み)で八九四三円(四・二六%)を四月一日から引き上げる内容である。赤字経営である国鉄、林野についても格差はつけられなかった。仲裁裁定の取り扱いは、財政問題ともからみ、問題とされたが、政府は、これを国会の審議にゆだねるかたちの議決案件として国会に付議した。本件は、仲裁裁定どおりの内容で七月二七日衆議院を通過した。

【参考資料】(1)『人事院月報』、(2)『労働時報』、(3)『労働基準』、(4)『週刊労働ニュース』、(5)『賃金実務』

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)